

## 指定給水装置工事事業者申込み書類一覧

### ◎指定給水装置工事申込み

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書（両面）	様式第1（水道法施行規則第18条関係）
2. 指定給水装置工事事業者指定申請書別表	別表（水道法施行規則第18条関係）
3. 誓約書	様式第2（水道法施行規則第18条及び34条関係）
4. 岩手町指定給水工事事業者規定第4条3項にかかる書類	・ 法人の場合 定款及び登記事項証明書 ・ 個人の場合 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

### ◎工事事業者の指定を受けてから2週間以内

5. 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	様式第3（水道法第25条の4、水道法施行規則第21条、第22条関係）
------------------------	------------------------------------

### ◎登録事項変更時の届出書

6. 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書	様式第10（水道法施行規則第34条関係）
7. 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	様式第11（水道法施行規則第35条関係）

### ◎指定給水装置工事更新時（1～5に加え）

8. 指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項届出書	別紙（水道法施行規則第36条関係）
----------------------------	-------------------

### ◎添付書類

- ・ 給水装置工事主任技術者であることを証明する書類の写し（免状又は技術者証）
- ・ 雇用を証明する書類の写し（雇用保険の写し等）
- ・ 事業所位置図
- ・ 写真（事業所（内部・外部）・資材庫・機械機器）

### ◎その他

- ・ 別途申請手数料を納入願います。（指定決定後納付書を送付します。）  
申請手数料 20,000 円